

## 熊本県木造設計アドバイザー派遣事業等実施要領

### (目的)

**第1条** この要領は、熊本県と一般財団法人熊本県建築住宅センター(以下「財団」という。)が協働して創設した熊本県木造設計アドバイザー制度及び熊本県UD設計アドバイザー制度に基づき、地方公共団体等が整備する建築物その他公共性の高い建築物等に関する設計委託等に対して専門性の高いアドバイザーの派遣等の事業を行うことにより、公共予算執行の適正化等を支援し、もって質の高い公共建築物等の整備促進に資することを目的とする。

### (連携)

**第2条** 本事業の運営にあたって、財団は、熊本県と連携しながら事業を推進する。

### (設計アドバイザーの種類及び業務内容)

**第3条** 本事業のアドバイザーの種類は、熊本県木造設計アドバイザー(以下「木造設計アドバイザー」という。)及び熊本県UD設計アドバイザー(以下「UD設計アドバイザー」という。)とする。

2 木造設計アドバイザーは、次の各号に掲げる事項についてアドバイスを行うものとする。

- 一 木造建築物の基本設計に関すること
- 二 木造建築物の実施設計に関すること
- 三 その他質の高い木造公共建築物の整備促進のために必要な事項に関すること

3 UD設計アドバイザーは、次の各号に掲げる事項についてアドバイスを行うものとする。

- 一 建築物等の基本設計に関すること
- 二 建築物等の実施設計に関すること
- 三 その他質の高い公共建築物等の整備促進のために必要な事項に関すること

### (設計アドバイザーの選定)

**第4条** 財団の理事長(以下「理事長」という。)は、次の各号に該当する者を木造設計アドバイザーとして選定する。

- 一 一般社団法人熊本県木材協会連合会が推薦する者
- 二 所属団体、機関等の利益に優先して、木造建築物の質的向上のために尽力できると理事長が認める者
- 三 次のいずれかに該当する者

- ア 学識経験者
- イ 木材の性能、特質等に関する知識を有する者
- ウ 木造建築物の木工事に関して相当期間の経験・実績を有する者
- エ その他これらと同等以上の知識、経験又は実績を有する者

2 理事長は、次の各号に該当する者をUD設計アドバイザーとして選定する。

- 一 障がい者団体等UDに関係する団体と良好な関係を築くことができると理事長が認める者
- 二 次のいずれかに該当する者
  - ア 学識経験者
  - イ UDに関する指導的な取組み経験及び実績を有する者

ウ その他これらと同等以上の知識、経験又は実績を有する者

- 3 理事長は、木造設計アドバイザー又はUD設計アドバイザー(以下「設計アドバイザー」という。)を選定したときは、知事に報告しなければならない。

#### **(設計アドバイザーの登録)**

**第5条** 理事長は、前条の規定に基づき設計アドバイザーを選定したときは、別に定める方法により、熊本県設計アドバイザー登録簿に登録しなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。
- 3 理事長は、第1項の登録の有効期間の満了後、引き続き設計アドバイザーとして本事業の委託を行おうとする場合は、登録を更新するものとする。

#### **(設計アドバイザーを派遣する建築物等)**

**第6条** 熊本県木造設計アドバイザー制度及び熊本県UD設計アドバイザー制度により設計アドバイザーを派遣する対象は、次の各号に掲げる建築物等とする。

- 一 地方公共団体又は公益法人が整備する建築物
- 二 国又は熊本県からの補助金交付等を受けて整備される建築物
- 三 公共性の高い建築物等で理事長が設計アドバイザーを派遣する必要があると認めるもの

#### **(設計アドバイザー派遣の申込み)**

**第7条** 前条各号のいずれかに該当する建築物等について設計アドバイザーの派遣を希望する者は、依頼したい業務内容等を記した派遣申込書(別記様式1)を作成し、別表1に掲げる設計アドバイザー派遣申込み手数料を添えて理事長あて提出するものとする。

- 2 本事業の対象となる建築物が県有施設の場合は、前項の申込書に知事が意見を付すものとする。

#### **(設計アドバイザーの派遣)**

**第8条** 理事長は、前条の申込みがあった場合は、登録簿の中から、直ちに設計アドバイザーを選任し、派遣するものとする。

- 2 理事長は、特別の事情があるときは、前条の規定に基づく申込みによらず、設計アドバイザーを派遣することができる。
- 3 理事長は、前項の派遣を行ったときは、知事に報告しなければならない。ただし、事前に知事と協議等を行った場合は、この限りでない。

#### **(報告)**

**第10条** 設計アドバイザーは、業務が完了したときは、報告書を理事長に提出するものとする。ただし、アドバイスをを行う会議に理事長が指定する役員又は職員が同席した場合は、この限りでない。

- 2 設計アドバイザーは、前項ただし書きの適用を受ける会議によるアドバイスについて、理事長が報告を求めたときは、これに応じるものとする。

#### **(秘密の保持)**

**第11条** 本事業の実施にあたっては、関係者は個人情報の保護に万全を期し、正当な理由なく、業務上知り得た情報を漏洩してはならない。

#### **(雑則)**

**第12条** 本要領に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は別途定める。

**附則** この要領は、平成26年5月16日から施行する。※

**附則** この要領は、平成28年5月23日から施行する。

**附則** この要領は、平成30年9月3日から施行する。

**附則**

- 1 この要領は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に設計アドバイザーとして登録されている者については、第5条第2項の規定にかかわらず、登録の有効期限は令和7年7月31日とする。

※ 平成25年2月20日に木造設計アドバイザー実施要領が、平成25年7月16日にUD設計アドバイザー実施要領が施行され、平成26年5月16日に両要領を統合した現要領が制定された。

**別表1 設計アドバイザー申込手数料**

| 種類             | アドバイスの区分 |                         | 手数料(消費税抜き)     |
|----------------|----------|-------------------------|----------------|
| 木造設計<br>アドバイザー | ①        | 標準タイプ(2階建て以下かつ1,000㎡未満) | 270,000円       |
|                | ②        | 標準タイプ(3階建て以上又は1,000㎡以上) | 480,000円       |
|                | ③        | 特別タイプ                   | 理事長が県と協議して定める額 |
| UD設計<br>アドバイザー | ①        | 標準タイプ(1,000㎡未満)         | 270,000円       |
|                | ②        | 標準タイプ(1,000㎡以上)         | 400,000円       |
|                | ③        | 設計時ワーク                  | 電動車いす参加なし      |
|                | ④        | シヨップタイプ                 | 電動車いす参加あり      |
|                | ⑤        | 施工時ワーク                  | 電動車いす参加なし      |
|                | ⑥        | シヨップタイプ                 | 電動車いす参加あり      |
|                | ⑦        | 特別タイプ                   | 理事長が県と協議して定める額 |

別記様式1

## アドバイザー派遣申込書

アドバイザー派遣事業実施要領第7条第1項の規定に基づき、アドバイザーの派遣を申し込みます。

一般財団法人 熊本県建築住宅センター  
理事長 内 山 督 様

令和 年 月 日

申請者 住所  
氏名

印

### 【計画施設概要及び依頼したい業務内容等】

#### ■計画施設の概要

主要な施設名称 ( )

敷地の所在地 ( )

施設用途、規模 ( )

#### ■依頼したいアドバイザーの種類

( ・ 木造設計アドバイザー ・ UD設計アドバイザー )

#### ■依頼したい業務内容

#### ■設計等業務委託履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

### ※受付欄